役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人正心会役員の報酬に関する事項を定めたものである。

(役員)

第2条 この規程に定める役員とは法人の理事及び監事をいう。

(役員報酬)

- 第3条 常勤役員の報酬は、これまでの勤務経歴、現在の勤務状況・職務の内容を勘案して、理事長が決定し、理事会及び評議員会の承認を得るものとする。常勤理事の報酬額については給与規程における職責最上位の等級を基礎として算出し、手当等については本規程別表1及び2に定める範囲において職責の内容に応じて、算出決定する。また、昇給・減給も同様の取り扱いとする。*常勤理事とは週に4日以上勤務する役員をいい、その勤務体制は原則として「就業規則」に準じる。
 - 2 法人の業績が悪化した場合、別表1の区分3,4及び別表2の区分3,4について、理事会は減ずる率及び実施期間を定め、減額することが出来る。
 - 3 非常勤理事及び監事に対しての報酬は、社会福祉法人正心会における諸会議への出席について、 一会議につき源泉徴収を行った上で税引き後、10,000円の日当を支給する。

(兼務理事の報酬)

- 第4条 前条にかかわらず理事が施設長又は部長を兼務する場合は、給与規程を適用し、役員報酬として本規程別表3の区分4に定める役員報酬を支給する。
 - 2 理事長および常務理事による各兼務理事に対する考課を基に、別表3の区分4に規定する係数の 範囲内で適用する係数を毎年度見直し、理事会および評議員会の承認を得るものとする。

(報酬からの控除)

第5条 役員の報酬から控除されるものは、所得税・地方税、社会保険料及び給与規程第9条2項に定めるものとする。

(出張)

第6条 役員の出張旅費は別に定める旅費規程によるものとする。別表記載項目以外に要した出張に伴う諸 経費は、実費として請求することが出来る。ただし、その証たる領収書等を添付しなければならない。 (福利厚生)

第7条 週に4日以上勤務する役員の福利厚生については「就業規則」に準じる。

(災害補償)

第8条 役員が当法人の業務遂行において負傷または羅病した場合、職員損害補償に準じて補償を行う。 (特別功労金)

第9条 法人に対し顕著な功績があった役員に対し、その退任時に理事会および評議員会の承認後、功労金を支給することが出来る。

(規程の改正)

第10条 この規程を改正しようとするときは、評議員会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成 22 年 11 月 27 日から施行する。 平成 23 年 3 月 26 日 一部改定 平成 26 年 4 月 1 日 一部改定 平成 28 年 12 月 17 日一部改訂 平成 29 年 6 月 17 日一部改訂 平成 30 年 6 月 23 日一部改訂

<別表1 理事長 役員報酬>

	_ , , , , , , , , ,	
区分	項目	算 出 根 拠
1	報酬基礎額	基本給 給与規程<別表1>の俸給表7等級1号~76号の範囲とする。
2	通勤手当	通勤に係る交通費の実費支給 給与規程<別表2>-区分4に定める通りとする。
3	管理職手当	給与規程<別表2>-区分1に定める額を基礎とし、施設長・部長の管理職手当に6を乗じた額とする。
4	特殊手当	法人を24時間管理・監督することに対する手当 就業規則に定める年間の休日数に1,000を乗じて得た額とする。
5	扶養手当	配偶者及び子を扶養したるものに対する手当 給与規程<別表2>-区分3に定める通りとする。

<別表 2 常務理事 役員報酬>

	114 200 - A Parket A		
区分	項目	算 出 根 拠	
1	報酬基礎額	基本給 給与規程<別表1>の俸給表7等級1号~76号の範囲とする。	
2	通勤手当	通勤に係る交通費の実費支給 給与規程<別表2>-区分4に定める通りとする。	
3	管理職手当	給与規程<別表2>-区分1に定める額を基礎とし、施設長・部長の 管理職手当に3を乗じた額とする。	
4	特殊手当	法人を24時間管理・監督することに対する手当 就業規則に定める年間の休日数に600を乗じて得た額とする。	
5	扶養手当	配偶者及び子を扶養したるものに対する手当 給与規程<別表2>-区分3に定める通りとする。	

<別表 3 兼務理事 役員報酬>

区分	項目	算 出 根 拠	
1	基本給	給与規程に準ずる。	
2	通勤手当	給与規程に準ずる。給与規程<別表2>-区分4	
3	管理職手当	給与規程に準ずる。給与規程<別表2>-区分1	
4	役員報酬 (特殊手当)	法人を24時間管理・監督することに対する手当 就業規則に定める年間の休日数に基本係数 170 を乗じて得た額とす る。係数の範囲は下限を100、上限を500とし、基本係数から変更する 場合は理事会及び評議員会の承認を得ることとする。	
5	扶養手当	給与規程に準ずる。給与規程<別表2>-区分3	

評議員報酬及び旅費規程

(目的)

第11条 この規程は、社会福祉法人正心会評議員(以下評議員という)の報酬に関する事項を定めたものである。

(評議員報酬)

第12条 評議員の報酬は、社会福祉法人正心会における諸会議への出席について、一会議につき源泉徴収を行った上で税引き後、10,000 円の日当とする。

(費用弁償)

第13条前条にいう諸会議へ出席する役員の主たる居住地が、川西市及び川西市隣接地域以外の場合、当該評議員に交通費を実費弁償するものとする。

なお、交通費の実費弁償の範囲は、本規程の別表(1)によるものとする。

(特別功労金)

第14条 法人に対し顕著な功績があった役員に対し、その退任時に理事会の承認後、功労金を支給することが出来る。

(規程の改正)

第15条 この規程を改正しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表(1) 費用弁償

	種 類	支 給 内 容
六	鉄道運賃	実費
交通	船 賃	実費
費	航 空 賃	実費
須	車 賃	実費※1

※ 費用弁

償は、合理的な経路及び方法に基づく種類とする。

※1金額の算出方法は、給与規程の通勤手当における計算に準じる。 また、有料道路の通行料等について実費弁償するものとする。